八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
九　法第十条第三項の規定による補助金の交付
十　法第十二条の規定による状況報告の受理
十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令
十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令
十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺
十九　法第二十一条第一項の規定による徴収
二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認
二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知

○厚生労働省経済産業省告示第一号

昭和三十九年労働省通商産業省告示第一号で告示した鉱業の業種の指定を取り消す。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第四百七十七号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十六年一月九日農林水産省告示第四十二号（平成二十六年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件）の一部を次のように改正し、同条第七項の規定に基づき、告示し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

第一号及び第二号を次のように改める。

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

種類	数量
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一、八〇〇千トン
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	五二〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

種類	単位	補給金単価
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）	一キログラム	二二・八〇円
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	一キログラム	一五・四一円

○農林水産省告示第四百七十八号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百六号）の施行に伴い、平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

第一号及び第二号中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条の二第九項」に改める。

○農林水産省告示第四百七十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一の表麦の項を次のように改める。

麦	小麦にあっては、パン・中華麺用品種及び非パン・中華麺用品種それぞれについて一等のA区分、一等のB区分、一等のC区分及び一等のD区分並びに二等のA区分、二等のB区分、二等のC区分及び二等のD区分 二条大麦、六条大麦及びはだか麦にあっては、一等のA区分、一等のB区分、一等のC区分及び一等のD区分並びに二等のA区分、二等のB区分、二等のC区分及び二等のD区分